

青森県教育委員会と青森中央短期大学との連携に関する協定書

青森県教育委員会（以下「甲」という。）と青森中央短期大学（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互の密接な連携と協力により、社会の変化や多様化に対応できる幅広い視野と総合的な判断力を持ち、地域のニーズに応じた人材を育成するとともに、本県の学校及び地域における教育の充実・発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に定める事項について相互に連携し協力するものとする。

- （1）家政学など専門的な教育をはじめとする学校教育の充実・振興に関すること。
- （2）社会教育及びスポーツの振興に関すること。
- （3）その他双方が必要と認めること。

2 前項の各事項に関する具体的な活動内容については、必要に応じて個別に甲及び乙が協議の上定める。

（秘密保持）

第3条 この協定に基づき、甲及び乙が知り得た情報については、それぞれ秘密を保持する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（個人情報等の取扱い）

第4条 甲及び乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の個人情報の保護に関する各種法令を遵守し、個人情報を適正に取り扱うものとする。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の前月末日までに相手方から協定を更新しない旨の書面による通知があった場合を除き、この協定は更に1年間更新され、その後も同様とする。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項又は協定内容の変更については、甲及び乙が協議の上定める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年9月9日

（甲） 青森県教育委員会教育長

和 嶋 延 寿



（乙） 青森中央短期大学学長

久 保 薫

